

議案第 7 号

東久留米市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

東久留米市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

東久留米市子ども・子育て会議条例（平成 2 5 年東久留米市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「法」の次に「及びこども基本法（令和 4 年法律第 7 7 号）」を加える。

第 3 条各号を次のように改める。

- （1） 法第 7 2 条第 1 項各号に掲げる事項
- （2） こども基本法第 1 0 条第 2 項に規定する市町村こども計画の策定に関する事項
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか、こども施策の推進に関し必要と認める事項

第 4 条第 1 項を次のように改める。

会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員 1 5 人以内をもって組織する。

- （1） 市内に在住するこどもの保護者 4 人以内
- （2） 市内における教育・保育関係者 3 人以内
- （3） 学識経験者 2 人以内
- （4） こども施策に関係する活動に携わる者 3 人以内
- （5） こども施策に関係する行政機関の職員 1 人
- （6） 公募による市民 2 人以内

付 則

この条例は、令和 7 年 8 月 2 8 日から施行する。

（提案理由）

令和 5 年 4 月に施行されたこども基本法（令和 4 年法律第 7 7 号）において規定された市町村こども計画を策定するにあたり、市民等で構成される子ども・子育て会議において、当該計画の策定に関する審議を行うため、及び所要の改正を行うため、規定を整備する必要がある。